

## 本会議における反対討論

〔議長から呼ばれたら演壇に向かう。同僚議員、拍手。議長席に向かって左から登壇し、演壇の手前で議長に一礼。演壇で討論を行う前に議場に向かって一礼。〕

私は、久乃社党を代表いたしまして、ただいま議題となっております「医療行為代諾法案に対し、反対の立場から討論を行います。〔同僚議員、拍手。以下、適宜拍手。〕

まず、本来、真っ先に手をつけるべき民法上の成年後見制度をそのままにしておいて、利用者も限られている任意後見制度でお茶を濁そうとする政府・与党の姿勢を容認することはできません。このように単なるアリバイ作りの法案は、根本的に不純な動機の塊りであり、国民にとって何の役にも立たないことを述べておかなければなりません。〔拍手〕

しかも、無益なだけでなく、有害な法案であることは委員会審議からも明らかになっております。以下、その理由を述べます。

第一は、家庭裁判所の関与が極めて形式的で、判断能力が不十分な本人の意思の尊重が行われないうことです。家庭裁判所は、任意後見監督人を通じて特約の執行に関与する形態をとっていますが、後見人と監督人がグルになって本人を食い物にすることの危険性は度々指摘されているところです。例えば、弁護士等の専門家を監督人にすれば問題がないような意見がありますが、これは全く根拠がありません。監督人の経費を支出するのは、監督されるべき後見人であり、貴重な収入源を失いたくない監督人が後見人の言いなりになると考えるのが普通ではないでしょうか。ご承知の通り、弁護士が大量に増えている現状で、月々の定期収入を得られる後見監督人の業務は、貴重な収入源です。監査法人が企業の不正経理を指摘できなかつた構造と全く同じものと言わざるを得ず、本人の意思をないがしろにする危険は非常に大きいものなのです。〔拍手〕

これと関連して、第二は、公正証書の作成を行う公証人制度に問題があるという点です。法的専門家を自称する公証人が、法律家どころか素人でさえも簡

単に見抜けるような書類不備を見過ごして、不正な公正証書を発行するということが過去に問題となりました。それも悪徳業者が関与している事件であるのに、目の前にぶら下げられた報酬欲しさに、目をつぶってしまうということをしたのです。彼らは自分の既得権の専門家であり、国民の権利の専門家とは到底呼べない人々なのです。限られた人数で既得権をシェアしている業界なので、国民の目を気にしないのは当然なのかもしれません。だからといって、公証人を公募しても、弁護士と同じく仕事の取り合いとなってしまうでしょう。要するに、公証人制度自体が役に立たないものとなっているのです。第三者により、契約内容を管理する制度は必要ですが、これは家庭裁判所や登記所でもできることです。内容証明と同じと考えれば、郵便局でもできることです。私は、この際、公証人制度の廃止を提言します。これなしに本法案を成立させても、いたずらに公証人の利権体質の存続に手を貸すだけのことです。決して容認することはできません。〔拍手〕

第三は、手続が形式的で煩雑で負担が重いにもかかわらず、そもそも法案を作成する際に掲げられた目的を全く達成できないことにあります。すなわち、医療従事者が、本人の意思が明確でないために、医療行為の実施に二の足を踏むという事態を回避することがこの法案を作成する目的だったはずですが、ドイツの世話法においては、第一義的には任意後見人に判断を委ねつつ、本人の生命に重大な影響を及ぼす医的侵襲については、後見裁判所の許可を得る仕組みになっています。ところが、本法案は任意後見人に判断を丸投げして、家庭裁判所は知らんぷりを決め込む構造になっています。家庭裁判所が後見監督人を介して任意後見人の職務執行の適正を確保すると言えば聞こえがいいですが、実際は家庭裁判所に責任が及ばないように後見監督人を緩衝材においているだけのことで、医療現場においては任意後見人の判断が絶対的なものとなります。〔拍手〕

しかも、第四に、その任意後見人の判断には法的裏付けがありませんから、後日、医師等の医療従事者が任意後見人とともに訴追される可能性が全く払拭できない点が最大の欠点であり、この法案の致命傷といわざるを得ません。医療行為の時点では、医師が疑問に感じてでも任意後見人の代諾に従わざるを得ず、医療行為の終了後には、警察や検察、裁判所といった司法機関に責任を追及さ

れるというのでは、この手の医療行為に手を出さない方が良いと考えるのが当然でしょう。本人の同意権と似て非なる「代諾」ではなく、家庭裁判所の許可を特定の医療行為については必要とすべきでしょう。

このように、本法案が依拠する任意後見制度は、権利保護されるべき本人ではなく、制度を支える既得権者を中心に運営される仕組みであり、そこに本法案で代諾特約を作るというのでは、ますます被害者を増大させるだけのことにしかありません。財産を抱えた本人という蝶々が、任意後見制度というクモの巣にやってくるのです。しかも、その仕組みは司法機関が運営に参与しているため、適切なチェックが働きません。公正証書を作成する公証人、後見監督人となる弁護士、司法書士、そして、常に逃げ腰の家庭裁判所、これらが本人にとって何の役に立つというのでしょうか。結局、任意後見人を選んだ本人が悪いんだと、自己責任だと、そして、財産だけでなく生命・身体の安全までもクモの巣に絡め取られてしまう仕組みが、本法案の行き着くところであります。まさに、悪魔の契約を法律化しようとするものなのです。〔拍手〕

以上のように、本法案は百害あって一利なしの悪法と言わざるを得ません。まずは制度を動かして、問題があれば徐々に解決すればよいという人もいますが、その間、犠牲になる人が出ても構わないと言うのと同じことで、全く受け入れることができない主張です。〔拍手〕

過去の失敗例を見ますと、ロースクールの仕組みも、まずは制度を動かしてみまして、問題が明らかになりました。その間、多額の負債だけが残ってしまった三振法務博士、資格は得たけれど仕事がない弁護士が大量に生じています。そうした方々から、たくさんの陳情を頂いております。「人生をやり直したい」「こんなになることが分かっていたら、こんな選択はしなかった」と、切実に現状を訴えられています。最近では、ある法科大学院が来年度の入学者ゼロということで、廃校第一号となる動きが出ております。その一方で、東大などの人気校が優秀な学生を大量に抱え込むのに、文部科学省からは受験指導を禁止され、法務省からは司法試験合格者を出せない法科大学院の淘汰を望む声が出るなど、政府の支離滅裂な施策によって被害を被っているのは、現場の教員と学

生です。しかも、問題が明らかになったにもかかわらず、負担を一方的に現場に押し付けて問題解決への取組みだという政府の姿勢は看過できないものがあります。〔拍手〕

任意後見契約についても全く同じことになるでしょう。問題が起きても後見人や医師に負担を押し付けて、政府や裁判所に都合の良いところは温存するのは明らかです。まるで対岸の火事のようにして、本気で問題解決に取り組もうとしない無責任体質は、これらの問題に限ったことではありません。何よりも、生命や健康を損ねた本人は、取り返しのつかないものを失ってしまうのです。やり直しは効きません。〔拍手〕

確かに、この法案は優秀な方々が作成しています。しかし、それは自己保身のための欺瞞に満ちたものであって、国民のためのものではありません。国民のことを本当に考えているのは、我々国会議員であって、司法官僚ではありません。〔拍手〕

従いまして、この法案に対する態度はただ一つ。反対しかありません。〔拍手〕

以上、議員の皆さんの良心と参議院の良識に訴えまして、私の反対討論を終わります。ありがとうございました。〔拍手〕

〔議場に一礼し、登壇時と反対から降壇する。演壇を離れる際、議長に一礼する。降壇後は元の議席に戻る。〕